



# 鳥取県公報

平成 27 年 4 月 24 日 (金)  
第 8 6 9 3 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	物品売払代金の徴収事務の委託 (297) (森林づくり推進課) . . . . .	2
	一般国道の区域の変更 (298) (道路企画課) . . . . .	2
	一般国道の供用の開始 (299) (〃) . . . . .	2
	指定居宅サービス事業者の指定 (300) (東部福祉保健事務所) . . . . .	2
	指定介護予防サービス事業者の指定 (301) (〃) . . . . .	3
	指定居宅サービス事業者の廃止 (302) (中部総合事務所福祉保健局) . . . . .	3
	指定介護予防サービス事業者の廃止 (303) (〃) . . . . .	3

# 告 示

## 鳥取県告示第297号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、県営林産物の物品売払代金の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成27年4月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 委託の相手

石谷林業株式会社智頭支店  
株式会社倉吉木材市場  
株式会社米子木材市場

### 2 委託期間

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

## 鳥取県告示第298号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、一般国道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成27年4月24日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成27年4月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	変更前後別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
181号	変更前	日野郡江府町大字佐川字柿木田908-3地先から同字908-7地先まで	10.5~10.5	24.0
	変更後	日野郡江府町大字佐川字柿木田904-2地先から同字905-2地先まで	10.5~37.5	24.0

## 鳥取県告示第299号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり一般国道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成27年4月24日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成27年4月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	供用開始の期日
181号	日野郡江府町大字佐川字柿木田904-2地先から同字905-2地先まで	平成27年4月24日

## 鳥取県告示第300号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成27年4月24日

鳥取県東部福祉保健事務所長 大 口 豊

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類

合同会社縁がわ	デイサービス縁がわ	鳥取市相生町四丁目 205-24	平成 27 年 4 月 16 日	通所介護
---------	-----------	---------------------	------------------	------

## 鳥取県告示第301号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第 115 条の 10 の規定により、次のとおり告示する。

平成 27 年 4 月 24 日

鳥取県東部福祉保健事務所長 大 口 豊

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
合同会社縁がわ	デイサービス縁がわ	鳥取市相生町四丁目 205-24	平成 27 年 4 月 16 日	介護予防通所介護

## 鳥取県告示第302号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 75 条第 2 項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第 78 条の規定により、次のとおり告示する。

平成 27 年 4 月 24 日

鳥取県中部総合事務所長 西 山 信 一

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
鳥取中央農業協同組合	J A 鳥取中央福祉センターひだまり 指定訪問介護事業所	倉吉市上福田 522-3	平成 27 年 4 月 7 日	平成 27 年 4 月 30 日	訪問介護
〃	J A 鳥取中央 安田福祉センターさくら台 指定訪問介護事業所	東伯郡琴浦町篁津 50-1	〃	〃	〃

## 鳥取県告示第 303 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 5 第 2 項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第 115 条の 10 の規定により、次のとおり告示する。

平成 27 年 4 月 24 日

鳥取県中部総合事務所長 西 山 信 一

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
鳥取中央農業協同組合	J A 鳥取中央福祉センターひだまり 指定訪問介護事業所	倉吉市上福田 522-3	平成 27 年 4 月 7 日	平成 27 年 4 月 30 日	介護予防訪問介護
〃	J A 鳥取中央 安田福祉センターさくら台 指定訪問介護事業	東伯郡琴浦町篁津 50-1	〃	〃	〃

	所				
--	---	--	--	--	--